

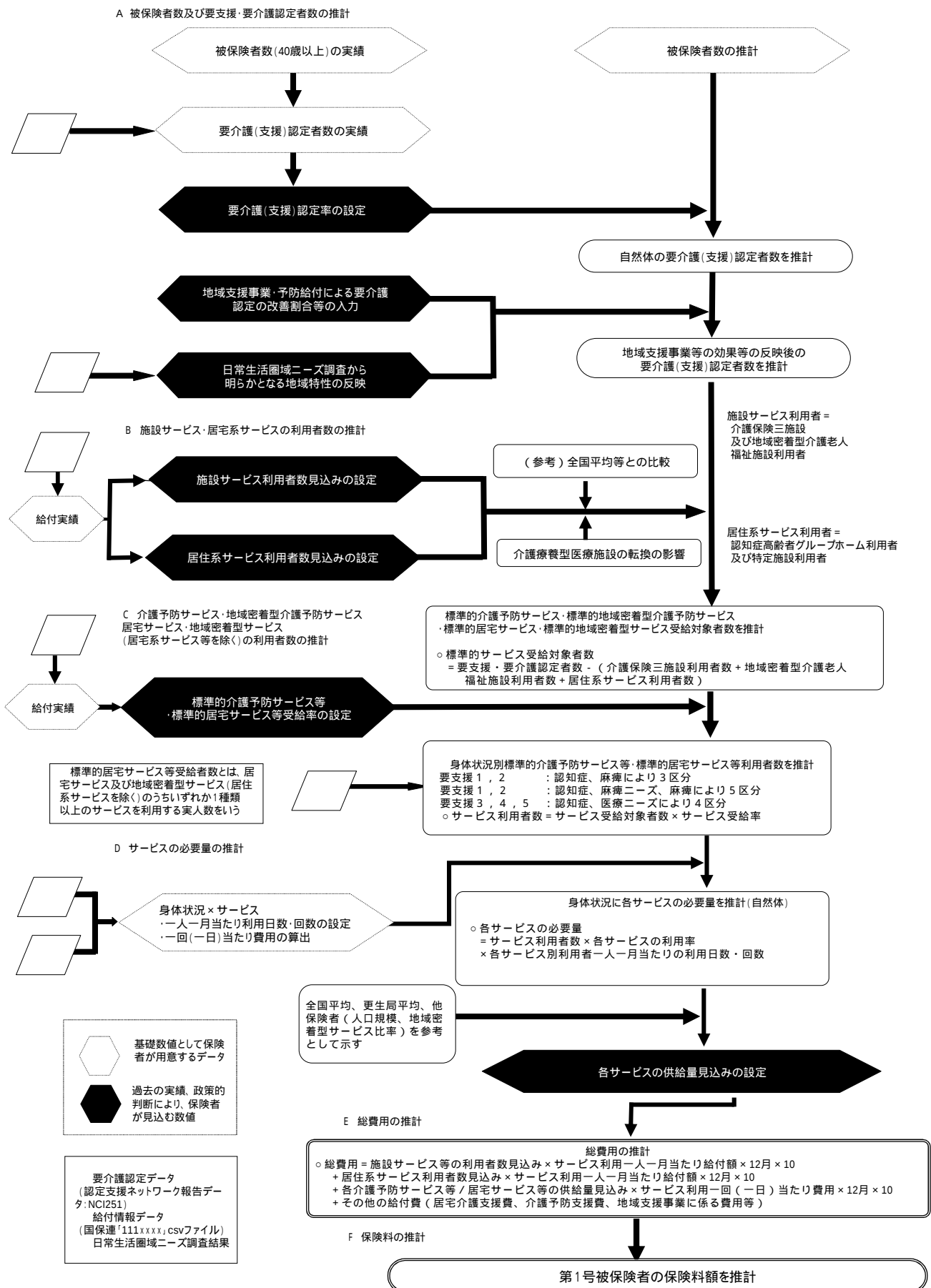
第7章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険事業費の推計手順

介護保険サービスの見込み量は、平成22年、平成23年のサービス利用実績を基に、平成21年から平成23年における高齢者人口の推計値から要支援・要介護認定者数、施設・居住系サービス利用者数及び居宅介護サービス利用者数を求め、各サービスの見込み量を算定します。さらに、それら利用者数をもとに、事業費を算出します。

第5期の介護保険事業費の推計にあたっては、厚生労働省より配布された、第5期介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（ワークシート）により算出しています。推計手順は次ページ参照。

第7章 介護保険事業費の見込み



2 サービス利用者の将来推計

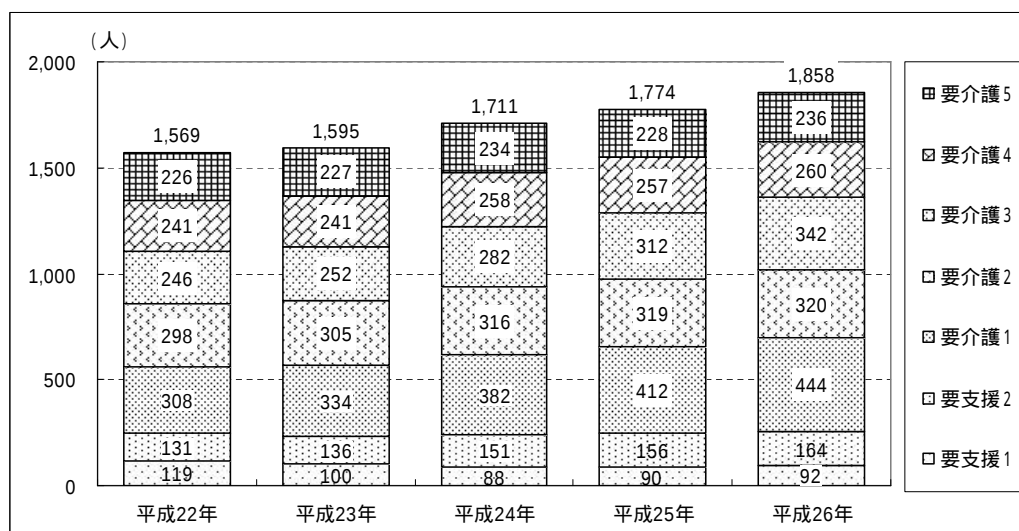
(1) 要支援・要介護者数の推計

平成26年までに要支援・要介護者数は、平成22年と比較して289人増加するものと推計されます。(被保険者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計)

■ 要支援・要介護認定者数

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	119	100	88	90	92
要支援2	131	136	151	156	164
要介護1	308	334	382	412	444
要介護2	298	305	316	319	320
要介護3	246	252	282	312	342
要介護4	241	241	258	257	260
要介護5	226	227	234	228	236
合計	1,569	1,595	1,711	1,774	1,858



資料：第5期介護給付対象サービスの見込量の推計手順(ワークシート)

3 サービス事業量の見込み

(1) 介護給付サービスの事業量

第5期介護保険事業計画における介護給付サービスの事業量の見込みは以下のとおりです。

■介護給付サービス事業量一覧

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	訪問介護	回	36,836	38,739	40,643
		人	2,477	2,626	2,775
	訪問入浴介護	回	1,689	1,589	1,490
		人	377	358	339
	訪問看護	回	825	810	795
		人	215	214	213
	訪問リハビリテーション	回	693	691	688
		人	118	116	114
	居宅療養管理指導	人	259	265	272
	通所介護	回	31,688	33,579	35,471
		人	3,343	3,541	3,740
	通所リハビリテーション	回	21,166	22,135	23,105
		人	2,464	2,588	2,711
	短期入所生活介護	日	16,752	16,572	16,393
		人	1,022	1,024	1,026
	短期入所療養介護	日	5,167	4,718	4,269
		人	493	457	422
	特定施設入居者生活介護	人	155	166	454
	特定福祉用具貸与	人	4,401	4,518	4,635
	特定福祉用具販売	人	101	113	113
住宅改修		人	75	75	77
居宅介護支援		人	9,389	9,618	9,847
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	人	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回	1,392	1,440	1,487
		人	96	95	95
	小規模多機能型居宅介護	人	396	421	445
	認知症対応型共同生活介護	人	1,397	1,511	1,837
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	人	348	348	348
複合型サービス	人	0	0	0	
施設	介護老人福祉施設	人	2,400	2,400	3,120
	介護老人保健施設	人	2,436	2,436	2,436
	介護療養型医療施設	人	216	216	216
	医療療養病床からの転換分	人	0	0	0
介護給付費計			148,384	153,380	159,576

(2) 予防給付サービスの事業量

第5期介護保険事業計画における予防給付サービスの事業量の見込みは以下のとおりです。

■ 予防給付サービス事業量一覧

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防	介護予防訪問介護	人	723	822	921
	介護予防訪問入浴介護	回	60	72	84
		人	15	18	21
	介護予防訪問看護	回	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	回	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	人	15	18	21
	介護予防通所介護	人	622	704	787
	介護予防通所リハビリテーション	人	385	434	482
	介護予防短期入所生活介護	日	66	72	79
		人	26	29	31
	介護予防短期入所療養介護	日	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	人	31	35	38
密着地域型	介護予防福祉用具貸与	人	407	466	525
	特定介護予防福祉用具販売	人	22	28	34
	介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0
		人	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	68	76	84
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0
住宅改修		人	25	29	33
介護予防支援		人	1,977	2,147	2,317

4 給付費の見込み

(1) 給付費の推計

介護給付サービスについて給付費の推計結果をまとめると、以下のようになります。
(表中の数値は、千円未満を四捨五入しています。)

(介護給付サービス)

(千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅	訪問介護	99,113	103,435	107,756
	訪問入浴介護	18,844	17,736	16,627
	訪問看護	7,496	7,356	7,216
	訪問リハビリテーション	1,941	1,933	1,926
	居宅療養管理指導	1,613	1,626	1,639
	通所介護	253,192	265,886	278,580
	通所リハビリテーション	176,756	182,414	188,072
	短期入所生活介護	138,969	136,387	133,806
	短期入所療養介護	55,113	50,205	45,296
	特定施設入居者生活介護	29,848	31,953	87,013
	特定福祉用具貸与	56,427	55,965	55,503
	特定福祉用具販売	1,423	1,595	1,595
住宅改修		1,797	1,797	1,806
居宅介護支援		128,759	131,903	135,043
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	12,965	13,205	13,445
	小規模多機能型居宅介護	64,360	67,748	71,135
	認知症対応型共同生活介護	337,112	366,580	437,346
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	79,299	79,299	79,299
	複合型サービス	0	0	0
施設	介護老人福祉施設	580,215	575,670	754,226
	介護老人保健施設	626,109	630,448	631,181
	介護療養型医療施設	66,739	66,739	66,739
	医療療養病床からの転換分	0	0	0
介護給付費計		2,738,092	2,789,880	3,115,250

介護予防給付サービスについて給付費の推計結果をまとめると、以下のようになります。

介護給付サービスと介護予防給付サービスの合計が総給付費となり、総給付費の推移をみると、平成25年度は前年比5.3%、平成26年度は前年比の14.5%の伸びが見込まれます。

(介護予防給付サービス)

(千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護 予 防	介護予防訪問介護	12,902	14,643	16,384
	介護予防訪問入浴介護	461	554	647
	介護予防訪問看護	0	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	68	81	95
	介護予防通所介護	21,210	23,724	26,238
	介護予防通所リハビリテーション	15,346	17,100	18,853
	介護予防短期入所生活介護	456	499	542
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,833	2,043	2,242
	介護予防福祉用具貸与	1,845	2,108	2,370
	特定介護予防福祉用具販売	85	109	132
密着 地域 型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,564	5,062	5,560
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修		299	347	395
介護予防支援		8,433	9,158	9,883
予防給付費計		67,503	75,427	83,340
総給付費（介護給付費計＋予防給付費計）		2,805,596	2,865,307	3,198,590

(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所(入院)したときやショートステイを利用したとき、食費・居住費(滞在費)の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)となり、負担の軽減が図られます。

■ 特定入所者介護サービス費給付額の推計 (単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
特定入所者介護サービス費等給付額	113,593	113,593	113,593	340,779

(3) 高額介護(介護予防)サービス費

居宅サービスや施設サービスの1月あたりの利用者負担額(保険給付対象額)の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額)が上限額を超えた場合、超えた額を高額介護サービス費として支給します。

■ 高額介護サービス費等の給付額の推計 (単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
高額介護サービス費等給付額	47,824	53,184	58,544	159,552

(4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護保険の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合に超えた部分を高額医療合算介護(介護予防)サービス費として支給します。

■ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費給付額の推計 (単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
高額介護サービス費等給付額	3,174	3,174	3,174	9,522

(5) 算定対象審査支払手数料

市と茨城県国民健康保険団体連合会(国保連)との契約により定められた審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の基準となる単価に3年間の審査支払見込件数を乗じた額です。

■ 算定対象審査支払手数料の推計 (単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
算定対象審査支払手数料	2,630	2,724	2,820	8,174

(6) 地域支援事業費

地域包括支援センターの運営を含む地域支援事業全体の財政規模は、概ね介護保険給付の3.0%以内としています。各年度の地域支援事業の保険給付費見込み額に対する地域支援事業費は次のとおりです。

■地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
地域支援事業費給付額	76,000	80,000	83,000	23,900
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.6%	2.6%	2.5%	2.5%

■まとめ

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3 か年合計
総給付費計	2,805,596	2,865,307	3,198,590	8,869,493
特定入所者介護サービス等費	113,593	113,593	113,593	340,779
高額介護サービス等費	47,824	53,184	58,544	159,552
高額医療合算介護サービス費等	3,174	3,174	3,174	9,522
審査支払手数料	2,630	2,724	2,820	8,174
標準給付費見込額	2,972,817	3,037,982	3,376,721	9,387,520

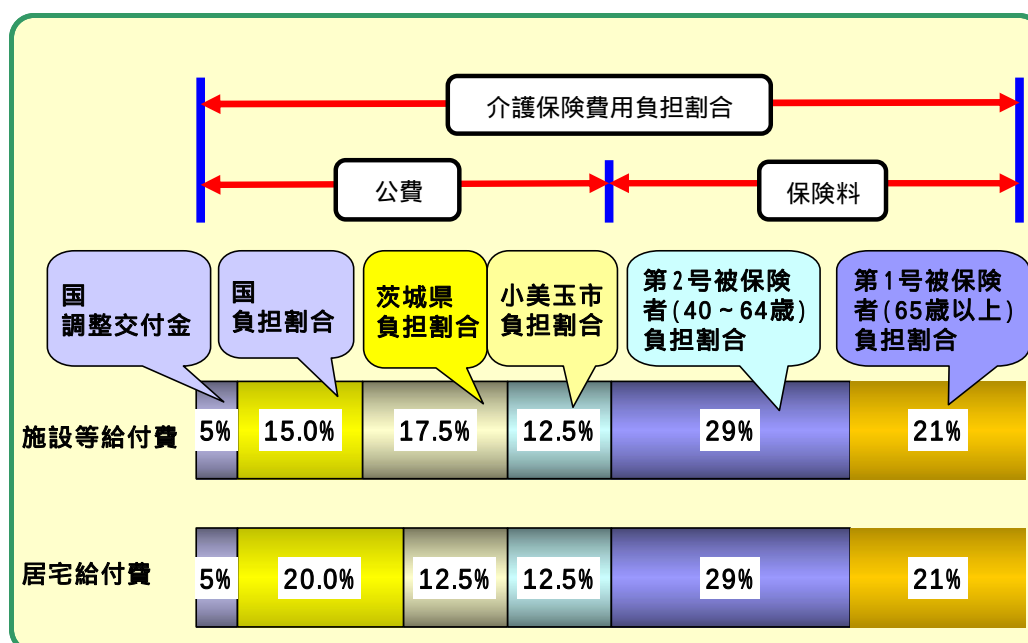
5 基準月額介護保険料の算出

(1) 第1号被保険者の保険料

介護保険の財源

介護保険料算定の基準となる介護保険給付費（介護保険事業総費用から利用者の1割負担分等を除いたもの）の負担割合を図示すると、概ね次のようになります。

■ 介護保険費用の負担割合



介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の人々が納める保険料（50％）と、国・都道府県・市町村の公費（50％）でまかなわれています。

第1号被保険者（65歳以上）の標準的負担は、総事業費用の21％となります。その他の負担割合、居宅給付費は、第2号被保険者が29％、都道府県が12.5％、市町村が12.5％、国が25％、施設等給付費は、第2号被保険者（40歳から64歳）が29％、都道府県が17.5％、市町村が12.5％、国が20％となります。

国が負担する25％（施設等給付費20％）のうち、20％（施設等給付費15％）の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます（年度ごとの確定額に基づき過不足を精算）。残りの5％部分は、後期高齢者の加入割合等による第1号保険料の格差を全国的に調整するための調整交付金として交付されることになっています。

■ 保険料の算定基準

本市における第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）の第1号被保険者保険料の基準額を算定するための基礎となる標準給付見込額、調整交付金見込額、及び準備基金取崩額等は次のようになります。

（単位：円）

所得階層別保険料の月額

介護保険給付費の約 21%を第1号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第4段階が第1号被保険者の保険料基準額（1.00倍）となります。

全体の所得段階区分を8段階設定とします。

■ 各所得段階の年額保険料

（単位：円）